

お車をご使用のかたには、法律（道路運送車両法）で、ご使用者の安全と車の事故を未然に防ぐため、1日1回走行前の**仕業点検**と**6・12**か月ごとの**定期点検**を行なうことが義務づけられています。

■ 法定点検

詳細は、別冊「整備手帳」をご覧ください。